

第846回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和4年1月27日（木曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（ 8名）

1 番 稲田 義敬	2 番 山口 一晴	4 番 山本 欣史
5 番 岩本 誠司	6 番（欠番）	7 番 澤田 誠規
8 番 西山 成彦	9 番 小島 久司	10 番 寺田 巧

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、農地利用最適化推進委員は招集せず。

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 井垣 水里	5 番 佐藤 千春	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 欠席者（ 2名）

3 番 濱田 頼之 11 番 羽賀 大透

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長 小松 憲司 事務局主査 中田 真由

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について
議案第2号 農地法第5条許可申請審査について

○議 長 皆さん、こんにちは。急に高知県でもコロナ、人数が増えて大変なことになっております。また、宿毛市も2、3日前から3人、4人とかばらばら出ております。農作業の方も気を付けて、行動の方よろしく願います。

今日はまた、コロナの関係で推進委員さんには欠席してもらい、人数を減らしての会になりますが、皆さん協力のほどよろしく願います。

それでは会を始めたいと思います。

○議 長 これより、第846回宿毛市農業委員会の会議を開会します。

「議事録署名委員」の指名を行います。1番 稲田 義敬 委員、2番 山口 一晴 委員に願います。

(なお、3番、濱田 頼之 委員、11番、羽賀 大透 委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)

○議 長 これより議事に入ります。

○議 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査」についてご説明いたします。

受付番号19番。場所は2ページに位置図をつけております。

大字石原、小三原地区内の譲渡人、譲受人の自宅近くの農地のうちの5筆です。

父から娘への贈与になります。

取得後は水稻、季節野菜、果樹(柿、栗)を作るとの計画が出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

ご審議のほど、よろしく願います。

○議 長 続きまして、受付番号19番について、石原地区担当の寺田委員より説明をお願いいたします。

○寺田委員 【議案書をもとに19番朗読】

別件の非農地の現場確認の時に本人と会いまして、位置の確認はしまし

た。間違いはないということです。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○議 長 ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第1号」の1件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」ご報告いたします。
議案書は3ページになります。申請件数は1件です。
受付番号12番について、ご説明いたします。
所在地 平田町中山 4ページに位置図をつけております。延光寺へ向かう市道沿い、中村宿毛道路、寺山第2高架橋下の土地です。
転用目的としましては、中村宿毛道路寺山トンネル内の電波状況の改善を目的として、20年間の賃借権を設定し、申請地に移動体通信用中継設備等を設置しようとするものです。
農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画等必要書類も添付されております。移動体通信用設備等の設置面積は97.84㎡です。資金計画といたしましては、賃借料5万円(年)、移動体通信用設備等設置費3,000万円、自己資金3,000万円で賄う予定です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きます。受付番号12番について、中山地区担当の自分より説明をいたします。

○岩本委員 【議案書をもとに12番朗読】

本人には3日前、井垣委員と現地が家の前ですので、家の方から現地を見て、間違いないのでよろしくお願いしますとのことでした。また、通信機器の会社には、携帯番号が担当の方の番号でしたので、間違いないのでよろしくお願いしますとのことでした。よろしくお願いします。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○議 長 ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第2号」の1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

(協議事項)

○議 長 続きます。協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。
今回の申請件数は4件でございます。順番に説明いたします。

受付番号 27 番。申請場所 所在地 二ノ宮 登記地目 畑 2 筆。

7 ページに位置図をつけております。

場所は二ノ宮、高石地区内の 1 筆です。平成 15 年頃より耕作放棄し、荒れ地となっていたが、令和元年頃より車庫・駐車場として利用し現在に至っております。

続きまして、受付番号 28 番。申請場所 所在地 沖の島町母島 登記地目 田・畑 16 筆です。

8 ページに位置図をつけております。

場所は、沖の島 古屋野地区内の 16 筆です。平成 16 年月日不詳頃より耕作が放棄され山林化しており、現在に至っております。

続きまして、受付番号 29 番。申請場所 山奈町山田 登記地目 畑 2 筆。

8 ページに位置図をつけております。

場所は、山田 竹部地区です。山田上農村公園近くの農地のうちの 2 筆です。平成 10 年頃より耕作放棄し、原野となっており現在に至っております。

最後に、受付番号 30 番。申請場所 小筑紫町石原 登記地目 畑 3 筆。

位置図は 10 ページにつけております。

場所は、小筑紫町石原、小三原地区です。昭和 60 年頃建物を建築し、現在に至っております。

以上 4 件につき、いずれも農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号 27 番について、二ノ宮地区担当の山本委員より説明をお願いいたします。

○山本(欣)委員 【議案書をもとに番号 27 番朗読】

先日現地で確認しまして、農地への復帰は困難と思います。

審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号28番の沖の島地区の案件について澤田委員より説明をお願いいたします。

○事務局長 受付番号28番についてご説明いたします。本来でしたら担当委員さんに現地調査をお願いするところですが、本案件については、申請地が沖の島という離島・遠隔地でありまして、冬場のこのシーズンは、連日の悪天候による定期船の欠航も多くあり、そして現地調査において、沖の島島内での交通手段の確保が難しい等諸事情を考慮し、今回は申請者の委任を受けた四万十市の曾根行政書士と、担当委員に代わり事務局の方から私と、2人で合同で現地調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

調査は昨年12月21日（火）に行い、当日朝定期船で移動し、母島港到着後、沖の島支所で公用車を手配し、古屋野地区へ移動し現地調査を行いました。

【議案書をもとに番号28番朗読】

現地の方、確認してまいりましたが、いずれも山と化しております。この内容について、申請者には電話にて事務局の方から確認をし、間違いのないのでよろしくお願ひしますとのことでしたので、以上をもって報告に代えさせていただきます。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号29番について、山田地区担当の西山委員より説明をお願いいたします。

○西山委員 **【議案書をもとに番号29番朗読】**

この間現地を見に行ったところ、これはもうなんともならないような状態でした。申請者の義理のお母さんとも一緒に立ち会いのもと、現地を確認してきましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 続きまして、受付番号30番について、石原地区担当の寺田委員より説明をお願いいたします。

○寺田委員 **【議案書をもとに番号30番朗読】**

申請理由のとおりであります。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

- 寺田委員　　いいですか。沖の島で現地確認って、切り図もたいしたことないろうに、どうやって確認したんですか。隣地の地番も分からんのじゃないが。
- 事務局長　　そこは一応行政書士もいるということで、法務局で公図もとって、委員の皆さまの資料には略図しかつけておりませんけれども、公図を持っていて、隣地を確認しながら、とりあえずは見て来たところですけども、なかなか判定するのが難しいところでごさいました。現地の人に話を聞こうかとも思ったのですが、古屋野地区、いかんせん誰にも会うことができず、静かで波の音しか聞こえず、誰もいませんでした。全然現場は耕作できるような状況になく、手も入っていない状態で。
- 寺田委員　　隣地なんかも全部荒れてしもうちょうがやない。
- 事務局長　　正直そうですね、お見込みのとおりで。一括して16筆、非農地で処理したいということでした。
申請者も県外に出ていますし、島に戻ることもない、そのように話を受けております。
- 議　　長　　ほかに意見はございせんか。
- （「なし」との声あり）
- 稲田委員　　前にこれ私の事案でもあったんですが、非農地で既に家が建っているところがあったんですが、これは非農地証明出してくる場合は、今回もそうなんですが、これ昔は田んぼであろうが、非農地であろうが、自分の土地やったら家建ててもええというような現状があったがやろうか。
- 寺田委員　　そうですね。わしらも40何年前、畑の上建てちよう。ローンの関係、もし自己資金で建てるんやったら、そういう制約はないんじゃないでしょうか。ローンで組むなら、いろいろ問題があるけんきれいにして、あれがあるとと思うけどね。
- 稲田委員　　まあ、お金さえ借りらって、自己資金やったら。
- 小島委員　　今はどうか知らんで。その当時やったら。

○議長 違反転用やね。

○事務局長 今、こういうことやると違反転用ということで、こないだ夏に違反転用の案件1件処理させていただきましたけど、速やかに処理していただくよう申請いただいて。寺田委員さんがおっしゃっていましたが、銀行で融資受ける場合は必ず底地に抵当権を設定しますので、そうすると登記が必要、そういうことは地目もそれなりに、ということです。

○稲田委員 分かりました。

○議長 他に何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。
非農地証明4件につきましては、審議の結果問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしとすることですので、非農地証明4件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○事務局長 **(①人・農地プラン座談会開催予定(案)について)**

こちらにおいては、年明け以降事務局において仕切り直しということで、先だって1月26日(水)に芳奈地区において座談会の開催を準備しておりましたが、いかんせん先週末からの新型コロナウイルス感染拡大の状況を受けまして、開催を中止しております。それが今の現状です。事務局としましては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、今日の定例会につきましても会長からありましたように、規模を縮小して農業委員さんのみということで、審議を止めるわけにはいきませんので、開催しております。引き続き各地区での座談会開催に向け準備を進めて参ります。その際には、担当委員さん、皆さんと事前に調整を行うこととし、今後の日程につきまして追ってまた調整、ご案内する予定ですので、よろしく願いいたします。

○事務局長

(②農地の不法投棄)

私の方から2点目は、今日お配りしております、資料1、カラーの資料、農地の不法投棄の関係でお知らせです。

こちらにつきましては、昨年はなくそう耕作放棄地ということで、看板を立てて取組をしておりますが、今度は来年度イメージとしては農地への不法投棄もなくそうということで、不法投棄を減らすことや、地域住民の啓発活動の一環として、熊谷市のホームページから引用したのですが、イメージとしてはこういう形で広報や市のホームページへの掲載を予定しておりますので、事前に皆さんにお知らせしたいと思います。

ちなみに宿毛市の環境課の方が、今月21日付けで環境課も不法投棄に頭を痛めておられて、実際宿毛市内での不法投棄の状況を写真に撮ったものとか、不法投棄をするとこういうことが起きるとか、市の取り組みについて諸々をホームページに掲載しております。その農地バージョンというイメージで、環境課とリンクする形でごみの不法投棄をやめていただくよう市民へ呼びかけを行っていききたいという考えです。

今日は定例会がありましたので、事前にこういう内容でご案内したいと思っておりますので、この内容で何か気になることなどありましたら、事務局の方までご提案いただけたらと思います。私の方からは以上です。

○事務局員

(②次回日程について)

次回会議の日程についてお知らせします。次回は3月1日(火)午後1時30分開会の予定です。今年度最後の会議となります。

なお、会議への各種申請書類受付締切日は2月4日(金)で、議案送付は2月22日(火)の予定です。

事務局からの報告事項は、来年度の会議日程(案)、農作業臨時雇用標準賃金(案)、宿毛市賃借料情報、令和3年度の目標及びその他の達成に向けた点検・評価(案)、令和4年度の目標及びその他の達成に向けた活動計画(案)となっております。

また、活動記録簿の提出についてですが、12月～2月までの内容確認を行いますので、次回3月1日(火)に提出をお願いいたします。

なお、皆様から提出いただきました記録簿は、事務局で確認・点検を行い後日郵送にて返送する予定です。4月定例会時に、3月までの最終確認を行いますので、それまでに今年度の活動についてまとめてご記入をお願いいたします。新しい記録簿については、3月以降に届く予定となっておりますので、届き次第皆さまに配布する予定です。

○議 長 他に何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。これで第846回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和4年1月27日

議長 岩本 誠司
農業委員 稲田 義敬
農業委員 山本 一 郎